

資料提供	令和6年4月1日
担当課	県民生活課
担当者	松間
電話	073-441-2350

## 第二次和歌山県再犯防止推進計画の策定について

県では、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に基づき、再犯防止の取組を推進するため、「第二次和歌山県再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪をした者等だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するための施策等を記載しています。

### 1 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

### 2 公表

県民生活課ホームページで掲載

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/d00216273.html>

### 3 お問い合わせ先

和歌山県環境生活部生活局県民生活課

電話：073-441-2350（直通）

FAX：073-433-1771